

平成25年5月27日

各位

上場会社名 **ダイトケミックス株式会社**
代 表 者 代表取締役 執行役員社長 二宮 榮規
(コード番号4366 大証第2部)
問合せ先 取締役 執行役員管理部担当 永松 真一
TEL(06)6911-9310 (代表)

当社被告訴訟の判決について

当社が被告となって争ってきた船舶火災に係る損害賠償請求訴訟等の裁判について、平成25年5月27日付で、東京地方裁判所より判決の言渡しがありましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 今回の判決に至るまでの経緯

平成16年10月に、当社製品を積載し地中海を航行していた船舶に火災が起こり、積荷や船体に損害が発生いたしました。当該船舶で輸送されていた他の貨物の荷主、荷主を保険代位した保険会社と船会社等（以下「原告ら」）が、当社が国内で製造・販売した製品を海外に輸出した商社と当社をそれぞれ別訴で被告として、請求総額約12億円の損害賠償請求訴訟等を提起して争ってきたものです。被告商社訴訟では、平成17年10月から平成20年2月末までに計5件、被告当社訴訟は、平成19年9月から平成20年3月末までに計4件訴訟の提起が原告らからありました。

先行して原告らから訴訟が提起され審理が行われてきた被告商社訴訟においては、第一審の東京地方裁判所の判決（平成22年7月）で、原告らの請求が棄却されましたが、第二審の東京高等裁判所の判決（平成25年2月）では、原告らの請求が変更され全体（計5件）で約8億86百万円の認容額となり、現在最高裁判所で係争中です。

そして、今回、平成24年12月に弁論を終結した被告当社訴訟に関し判決の言渡しがあったものです。

2. 被告当社訴訟の第一審判決があった裁判所および年月日

裁判所：東京地方裁判所

年月日：平成25年5月27日

3. 判決の概要

原告らの請求を棄却する。

4. 今後の見通し

上記のとおり、第一審においては、原告の請求を棄却する判決が下されました。当社は、本判決は妥当なものであると考えておりますが、訴訟全体の帰趨を現時点で予想することはできません。

なお、今後の訴訟の推移によっては、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性はありますが、現時点でその影響は不明です。

以上